

環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
52-2111

狂犬病予防注射を受けましょう！

犬の飼い主（所有者）は、生涯1回の犬の登録と、法律で毎年1回の狂犬病予防注射（生後3ヶ月以上の犬）を受けさせなければなりません。有田川町では、4月14日（月）～18日（金）、23日（水）～25日（金）の8日間、狂犬病予防集合注射を実施します。車で移動しながら各地区をまわります。予定時間や注射場所など詳しいことは3月号広報をご覧ください。いずれの場所でも接種が受けられます。

また、登録もできますのでこの機会をご利用ください。

- 注射料／3,190円（1頭につき）
- お釣りのつらなつらにお願ひします。
- 登録料／3,000円（1頭につき）
- ※登録料は生涯1回です。
- ※登録をすませている犬は注射料のみになります。

飼い主は責任をもって

最近、放し飼いの犬に噛まれたという被害や、糞の放置などで近隣・地主からの苦情が絶えません。放し飼い、鳴き声等の騒音、ふん尿の放置、迷い犬など、犬に関するトラブルは全て飼い主の責任となります。

犬は首輪をしてつないで飼いましょう。

散歩中に犬がした糞は、飼い主の責任において適正に処分してください。

他人に迷惑をかけないよう、家族の一員として愛情としつけが必要です。犬の性格をよく知り、愛情をもって、きちんとしたしつけをして飼いましょう。



平成26年4月1日より尾岩坂ごみ処分場の搬入条件等が変わっています！

尾岩坂ごみ処分場の受け入れごみの適正化を図るため、取扱日や搬入条件等が変更されています。

■ 搬入できるごみ

- ・ 土砂、瓦礫類（瓦・レンガ・タイル）、ガラスくず、陶磁くず等の一般廃棄物

※解体撤去・処理等を業者に依頼した場合、産業廃棄物とみなされ搬入はできません。

■ 処分場の取扱日及び時間

- ・ 取扱日…毎週水曜日から日曜日まで（月・火曜日、12月29日から翌年の1月4日までは休みです）
- ・ 取扱時間…午前8時30分から午後5時まで

■ 処分場への搬入条件

- ・ 搬入できるごみは、有田川町内の家庭から発生した土砂、瓦礫類、ガラスくず、陶磁くずで産業廃棄物でないものを、町民自らが解体撤去し処理するものに限りです。
- ・ 処分場へ搬入できる者は、許可を受けた者の4親等以内の家族で、それ以外の者は認められません。
- ・ 搬入量については、1個人1ヶ月

4トン車1車までとします。

■ 許可申請方法

- ・ 搬入希望される方は、事前に役場環境衛生課で許可願出書の記入が必要で、（来庁時は認印が必要になります）

- ・ 許可書については、申請者立ち合いの下、発生地現場確認時にお渡しします。又、処分手数料もその時に徴収させていただきます。

詳細は環境衛生課にお問い合わせください。何卒、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

リユース子供服バザーより

去る12月6日（金）・7日（土）、ALECにて開催しましたリユース子供服バザーにより得た収益で、各町立保育所に絵本を35冊購入させて頂きました。

